

商法 出題の意図

問題1

(1) は対象取締役の同意無き報酬変更の可否、(2) は解任役員の損害賠償請求（会社法339条2項）の可否について、基本的な条文と判例についての正確な知識の確認を求める問題である。

(1) について

取締役と会社との関係は委任契約（会社法330条）であり、報酬について合意が形成された後は一方が他方の承諾無く報酬を減額することはできないというのが判例（最判平成4年12月18日民集46巻9号3006頁）・通説である。その理由は、取締役の報酬額についての合意が一度なされた後は、その金額も含めて会社・取締役の双方を拘束する契約が成立したことになるからであると説明されている。

(2) について

会社は、取締役をいつでも理由を問わずに株主総会決議で解任することができる（会社法339条1項）。ただし、特に正当な理由無く取締役を解任した場合、取締役は残りの任期の報酬相当額を損害として受け取ることができるというのが判例（最判昭和57年1月21日判時1037号129頁）である。

問題2

組織再編承認の株主総会決議に瑕疵がある場合、提起する訴訟が総会決議取消訴訟であるのか、組織再編無効確認訴訟であるのか、という基本的知識を確認する問題である。

株主総会決議に取消事由がある場合であっても、組織上の行為の効力が発生した後は総会決議取消訴訟（831条1項）は訴えの利益を欠くとされている（最判昭和40年6月29日民集19巻4号1045頁参照）。従って、当該組織上の効力を争うには、会社法828条の無効確認訴訟によって争わなければならない。

組織再編の無効原因は会社法には明文の規定が存在しないが、学説上は合併手続の瑕疵とされている。そして、先行手続の株主総会決議に手続の法令違反という瑕疵がある場合、当該瑕疵は合併の無効原因となるというのが通説の立場である。